

消防法施行令の一部改正について

背景

平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災（死者7名、負傷者3名）、平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災（死者5名、負傷者7名）を受けて、消防法施行令の一部が改正されました。

改正内容

1 スプリンクラー設備の設置基準の強化

消防法施行令別表第1の(6)項ロ（グループホーム、特別養護老人ホーム等）に掲げる防火対象物又はその部分において、従来は延べ床面積275平方メートル以上から設置義務がありました。今回の改正により面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が必要になりました。（「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」、「介助がなければ避難できない者として総務省令で定めるものを主として入所させるもの以外のもの」は除かれます。）

2 自動火災報知設備の設置基準の強化

面積に関係なく自動火災報知設備が必要な防火対象物又はその部分に次のものが追加されました。

- (5) 項イ 旅館、ホテル等
- (6) 項イ 病院、診療所のうち、入院施設があるもの。
- (6) 項ハ デイサービス、通所障害者施設等のうち、利用者を入居させ、宿泊させるもの。

3 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

消防法施行令別表第1の(6)項ロ（グループホーム、特別養護老人ホーム等）又は(6)項ロの用途の部分に設ける**消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備と連動して起動することが義務付けられました。**

- ◆ 公布日 平成25年12月27日
- ◆ 施行日 平成27年4月1日
- ◆ 既存防火対象物への遡及適用猶予期間
平成30年3月31日

【問い合わせ先】

消防本部予防課指導係
真岡市荒町107-1
電話 0285-82-8997
fdhayoboushidou@hagakouiki.jp



芳賀地区広域行政事務組合消防本部



消太